

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年11月28日（令和6年（行情）諮問第1331号）

答申日：令和7年7月18日（令和7年度（行情）答申第202号）

事件名：「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の3に掲げる29文書（以下、順に「文書7」ないし「文書35」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月3日付け情報公開第01127号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書33」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（3）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(4) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和5年3月7日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、最終の決定として5件の文書（別紙1の2（2）に掲げる文書。以下「後行開示文書」という。）を特定し、その全てを部分開示とする決定を行った（令和5年9月29日付け情報公開第01467号。以下「旧処分の後行決定」という。）。）。。

これに対し、令和5年10月3日付けで審査請求を受け、同年11月9日付け情報公開第01740号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和6年7月5日付けで答申を得た（令和6年度（行情）答申第244号。以下「先行答申」という。）。）。。

先行答申を受け再度検討及び探索を行った結果、本件対象文書29件を特定し、5件を開示、24件を部分開示とする原処分を行った（令和6年9月3日付け情報公開第01127号）。）。。

これに対し、審査請求人は、令和6年9月7日付けで、本件対象文書について以下を求める審査請求を行った。

- (1) 電磁的記録の特定を求める。
- (2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。
- (3) 一部に対する不開示決定の取り消し。
- (4) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙1の3に掲げる29文書（本件対象文書。うち、文書33「与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第6回）席上回収資料」は、先行答申の別紙において「関連資料」と表記された文書の名称を変更したもの）である。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の電磁的記録の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書以外に電磁的記録を特定できる文書はなく、審査請求人の主張には理由がない。
- (2) 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした

部分が「文書 33」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は本件対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査し、更に、本件対象文書の不開示部分については、令和6年6月28日付け答申令和6年度（行情）答申第189号及び同年7月5日付け同第245号において、審査会から不開示妥当との判断を得たものであるところ、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。本件審査請求を受け、請求文言にある「3文書」（令和4年12月16日に閣議決定された「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」及び「防衛力整備計画について」）に関し行われた議論に関する文書を探索したが、旧処分の後行決定において特定された後行開示文書（5件）及びその先行決定において特定された1件の文書（別紙1の2（1）に掲げる文書。以下「先行開示文書」という。）並びに原処分で特定した本件対象文書（29件）以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月19日 審議
- ④ 令和7年6月11日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本

件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として別紙1の2に掲げる先行開示文書及び後行開示文書（以下、併せて「旧処分対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とする旧処分を行った。

旧処分に対し、審査請求人は、別紙1の2（1）に掲げる先行開示文書の不開示部分の開示を求め、別紙1の2（2）に掲げる後行開示文書の不開示部分の開示及び本件請求文書に該当する文書の追加特定を求める本件関連審査請求を行った。

諮問庁は、上記各審査請求に係る諮問を当審査会に行い、当該諮問に対する各答申（令和5年度（行情）答申第460号及び同第461号並びに先行答申）を踏まえ、本件関連裁決を行った。

処分庁は、本件関連裁決に基づき、本件請求文書の開示請求に対し、旧処分に追加して、本件対象文書を特定し、別表1のとおり、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件請求文書に係る本件対象文書の特定について、諮問庁は上記第3の1及び3（4）のとおり、説明する。

（2）当審査会において、諮問書に添付された資料等を確認したところ、上記（1）の諮問庁の説明のとおり、本件対象文書を特定したことに問題は認められない。

また、旧処分対象文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、探索等に問題があるとも認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、外務省において、旧処分対象文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、旧処分に追加して本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会は、先例答申（令和5年度（行情）答申第460号及び同第461号、令和6年度（行情）答申第189号並びに同第245号。以下、

順に「先例答申1」ないし「先例答申3」といい、併せて「先例答申」という。)において、本件対象文書を含む文書を対象として、不開示情報該当性の判断を示しているところである。なお、本件対象文書と先例答申における対象文書の対応関係については、別表2のとおりである。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の不開示部分及び不開示理由(別表1のとおり)は、先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分と同一であると認められ、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情は認められないとの判断に至った。その判断の理由は別紙2ないし別紙4のとおりである。

したがって、本件対象文書の不開示部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、旧処分対象文書及び本件対象文書の外に本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 1

1 本件請求文書

「3文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全てのうち情報公開第02616号（2022-00511）で追加的に開示決定等する予定の全て、及び当該請求（2022-0511）の後につづられた文書の全て。

2 旧処分において特定された文書（旧処分対象文書）

（1）先行開示文書

文書1 2022年10月27日（木）衆・安保國場幸之助君（自民）

（2）後行開示文書

文書2 電信（103595号）

文書3 電信（104290号）

文書4 電信（107004号）

文書5 電信（103349号）

文書6 電信（107014号）

3 原処分において追加特定された文書（本件対象文書）

文書7 2022年3月3日（木）衆・沖北特委 杉本和巳君（維新）

文書8 2022年3月10日（木）衆・安保委 穀田慎司君（共産）

文書9 2022年3月11日（金）衆・外務委 穀田恵二君（共産）

文書10 2022年3月11日（金）衆・外務委 鈴木敦君（国民）

文書11 2022年3月15日（火）衆・安保委 徳永久志君（立民）

文書12 2022年3月18日（金）参・予算委 田島麻衣子君（立憲）

文書13 3月17日 衆・本会議 青柳仁士君

文書14 2022年3月24日（木）参・外防委 伊波洋一君（沖縄）

文書15 2022年4月13日（水）衆・外務委 岡田克也君（立民）

文書16 2022年4月28日（木）参・内閣委 浜田昌良君（公明）

文書17 4月28日 参・内閣委 浜田昌良君

文書18 2022年5月11日（水）衆・外務委 穀田恵二君（共産）

①

文書19 2022年5月11日（水）衆・外務委 穀田恵二君（共産）

②

文書20 10月5日 衆・本会議 上川陽子君

文書21 2022年10月26日（水）衆・外務委 青山大人君（立憲）

文書22 2022年11月22日（火）参・外交防衛委 小西洋之君

(立憲)

文書23 2022年12月1日(火) 参・予算委 田村智子君(共産)

文書24 2022年12月2日(金) 参・予算委(集中) 熊谷裕人君

(立憲)

文書25 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 山添拓君(共産)

文書26 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 小西洋之君(立憲)①

文書27 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 小西洋之君(立憲)②

文書28 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 小西洋之君(立憲)③

文書29 2022年12月8日(木) 衆・安全保障委 篠原豪君(立憲)

文書30 (与党WT資料案) 国際情勢(令和4年10月19日)

文書31 日豪関係の進展

文書32 韓国・台湾における邦人保護(令和4年9月28日)

文書33 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回) 席上回収資料

文書34 「自由で開かれたインド太平洋」の更なる推進(2022年3月)

文書35 日米同盟(令和4年3月)

別紙２（先例答申１の「第５ 審査会の判断の理由」の該当部分）

２ 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、我が国政府機関の非公表の電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

別紙 3（先例答申 2 の「第 5 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、外務省及び内閣官房における非公表の電話番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2 ないし文書 2 3	我が国政府機関の非公式な直通及び携帯電話番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

別紙４（先例答申３の「第５ 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件対象文書は、３文書の検討に係る政党関係者との会合における席上回収資料であり、公にすることを前提としない文書であるとの説明があった。

当該説明をも踏まえると、本件対象文書は、これを公にすることにより、我が国の安全保障政策上の取組に係る政府部内の未成熟な検討内容が明らかとなり、３文書の閣議決定以降である原処分時点においても、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法５条５号に該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
文書５	公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

別表 1 (原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項 (法 5 条)
1	文書 7 ないし 文書 2 9	我が国政府機関の非公式な直通及び携帯電話番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	6 号
2	文書 3 3	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	3 号、5 号

※当審査会事務局で整理した。

別表２（先例答申の対象文書と本件対象文書の対応関係）

令和５年度（行情）答申第４６０号及び同第４６１号（先例答申１）	令和６年度（行情）答申第１８９号（先例答申２）	令和６年度（行情）答申第２４５号（先例答申３）	令和６年（行情）諮問第１３３１号
文書２			文書２１
	文書２		文書７
	文書３		文書８
	文書４		文書９
	文書５		文書１０
	文書６		文書１１
	文書７		文書１２
	文書８		文書１３
	文書９		文書１４
	文書１０		文書１５
	文書１１		文書１６
	文書１２		文書１７
	文書１３		文書１８
	文書１４		文書１９
	文書１５		文書２０
	文書１６		文書２２
	文書１７		文書２３
	文書１８		文書２４
	文書１９		文書２５
	文書２０		文書２６
	文書２１		文書２７
	文書２２		文書２８
	文書２３		文書２９
		文書５	文書３３

※本件対象文書以外の文書については、対応しないため省略。